

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標 I	指標名	除排雪団体数						指標の種類	
	指標式	県事業による除排雪団体の立ち上げ数（累積）						● 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	50	55	60	65	70	75	0	
実績b	46	51	0	0	0	0	0		
b/a	92%	92.7%	0%	0%	0%	0%	0%		
東北及び全国の状況 他都道府県で同様の事業を実施していない。									
②データ等の出典 県民生活課調べ									
③把握する時期 ● 当該年度中 03月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
指標 II	指標名							指標の種類	
	指標式							○ 成果指標 ○ 業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
実績b	0	0	0	0	0	0	0		
a/b									
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	○ A ● B ○ C
	理由 少子高齢化や人口減少の進行により、地域コミュニティ機能が減退し、自主防犯活動の規模縮小、除排雪の担い手不足のほか、高齢者の雪による事故が多発していることから、高齢者の除排雪作業を地域の支え合いにより支援する体制の整備が急務である。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	
	理由 雪下ろし中に被害に遭うケースが多発していることから、事故防止に向けた取り組みの必要性は増大している。	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） ○ a ● b ○ c	
理由 市町村や自治会等による取組には限界があるため、全体的・総合的な観点から県が積極的に関与することで、より効果的な防犯活動の促進や犯罪被害者等の支援のほか、総合的な雪対策を実施することができる。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標 I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標 II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 会議開催等に関する事務経費の縮減や、国の交付金を有効活用し財源確保の手段を工夫するなど、可能な限りのコスト縮減に努めた。	○ A ● B ○ C
	総合評価 ● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 「日本一安全安心な秋田県」の実現に向けて、防犯意識や犯罪被害者等への県民の理解を深めるための普及啓発のほか、「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」に基づく安全な除排雪作業の普及啓発、除排雪支援を行う団体の立ち上げ支援等により、関連施策を着実に実施していく必要がある。	
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 (2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
政策評価委員会意見		

事業コード	09010501	政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保
事業名	消費生活安全・安心事業	施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり
		指標コード	05	施策目標(指標)名	消費者の自立や被害防止に向けた取組の充実強化
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	班名	消費生活班
				(tel)	1517
				担当課長名	齋藤秀樹
				担当者名	佐々木佳奈子

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成25年度 ~ 令和99年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>消費生活相談員の増員や相談室の整備等について、国の基金を基にした「消費生活相談臨時対策基金」(平成21~26年度)や、基金に代わって創設された「地方消費者行政推進交付金」(平成27年度~)を活用して取り組んできたが、県及び市町村の消費生活相談体制の充実や消費者教育の一層の推進など、消費者行政の更なる活性化を図る必要がある。</p>		<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>県及び市町村の消費生活相談体制の維持・充実が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p>	
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>国では、消費生活相談体制の整備等を支援する「地方消費者行政推進交付金」(平成27~29年度)に代えて「地方消費者行政強化交付金」(平成30年度~)を創設し、国として取り組むべき重要な消費者政策を推進していくこととしたほか、地方公共団体に対して消費者行政予算の自主財源化を促しており、交付額が削減されている。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県、市町村</p> <p>②事業の対象者・団体 一般県民、高齢者等</p> <p>③達成のための手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の特殊詐欺被害の防止 (関係機関等と連携した啓発、多様な広報媒体を活用した啓発) ・地域における消費者問題解決力の強化 (各種啓発講座の開催等) ・消費生活相談体制の強化 (消費生活相談員の資質向上等) ・市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援 	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民 (時期: R03 年 03 月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p>□ アンケート調査 ■ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット</p> <p>□ その他の手法 (具体的に)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>消費者・事業者代表、学識経験者等で構成される秋田県消費生活審議会において、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止に向けた啓発活動の強化や、消費生活相談体制の充実、持続可能な社会の実現の取組について意見・要望があった。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等 ○ 継続 ● 改善 ○ 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 「第2次秋田県消費者教育推進計画」では、重点施策として「高齢者の消費者被害の未然防止」や「社会経済情勢の変化に対応した相談体制の充実と啓発推進」等を掲げており、今後も、高齢者等に対する啓発活動や県及び市町村の相談体制の充実を図っていく必要がある。</p> <p>②評価に対する対応</p> <p>秋田県消費者教育推進計画に基づき、市町村、県警察、教育委員会、社会福祉協議会等の関係機関・事業者と連携を図りながら、消費者教育・啓発活動を推進した。</p>	

6. 事業の全体計画及び財源		単位(千円)							
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画
01	消費生活安全・安心事業	高齢者の特殊詐欺被害の防止、地域における消費者問題解決力の強化、消費生活相談体制の強化	5,889	14,536	13,978	11,310	10,546	9,856	
02	消費生活安全・安心支援事業	市町村が行う消費生活相談体制の整備等に対する支援	23,225	6,896	9,312	8,373	6,294	4,299	
財源内記		左 の 説 明	29,115	21,432	23,290	19,683	16,840	14,155	
国庫補助金	地方消費者行政強化交付金		27,609	19,997	21,785	18,178	15,335	12,650	
県債									
その他の	諸収入(金融広報委員会事業費、労働保険料納付金)		1,505	1,435	1,505	1,505	1,505	1,505	
一般財源									

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名	消費者教育に向けた取組						指標の種類	
	指標式	生活センターにおける年間の出前講座等への参加者数（出前講座と教育支援講座の参加者合計）						○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	11,000	10,000	10,000	0	0	0	0	
	実績b	7,166	3,071	0	0	0	0	0	
	b/a	65.1%	30.7%	0%					
	東北及び全国状況								
	②データ等の出典 生活センター事業概要								
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月								
指標Ⅱ	指標名							指標の種類	
	指標式							○成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	
	a/b								
	東北及び全国状況								
	②データ等の出典								
	③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月								
◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来ない理由									
②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）									

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ○ b 達成率80%以上100%未満 ● c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の依頼件数が大幅に減少したことによる。	○ A ○ B ● C
	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標Ⅰ) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標Ⅱ) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動について、県警察や事業者、福祉関係者等と連携しながら効果的・効率的な手法を組み合わせ実施している。	○ A ● B ○ C
	総合評価 ○ A 継続 ● B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 「第2次秋田県消費者教育推進計画」の重点施策として「高齢者の消費者被害の未然防止」や「社会経済情勢の変化に対応した相談体制の充実と啓発推進」等を掲げており、今後も、高齢者等に対する啓発活動や県及び市町村の相談体制の充実を図っていく必要がある。新たにオンライン形式導入による出前講座等を実施し、対面式の出前講座とともに感染防止対策に努めながら、消費者教育・啓発活動を推進していく。	○ A ● B ○ C ○ D ○ E
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了 (2次評価対象外)	
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
観点	政策評価委員会意見	

事業コード	09010502	政策コード	09	政策名	安全・安心な生活環境の確保
事業名	消費者行政強化事業	施策コード	01	施策名	犯罪や事故のない地域づくり
		指標コード	05	施策目標(指標)名	消費者の自立や被害防止に向けた取組の充実強化
部局名	生活環境部	課室名	県民生活課	班名	消費生活班
				(tel)	1517
				担当課長名	齋藤秀樹
				担当者名	佐々木佳奈子

評 価 対 象 事 業 の 内 容		事業年度	平成30年度 ~ 令和99年度
<p>1-1. 事業実施当初の背景 (施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>国が取り組むべき重要な消費者政策を推進するため創設された「地方消費者行政強化交付金」(平成30年度~)を活用し、社会経済情勢の変化によって生じる新たな消費者問題に適切に対応していく必要がある。</p>	<p>3. 事業目的 (どういった状態にしたいのか)</p> <p>新たな消費者問題に対応した県及び市町村の消費生活相談体制の強化が図られるとともに、消費者教育が一層推進される。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) ● 重点事業 ○ その他事業</p>		
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者被害の発生・拡大が懸念されているほか、食品ロス削減推進法の施行等により、公正で持続可能な社会を目指した消費行動の実践が求められている。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 県、市町村</p> <p>②事業の対象者・団体 一般県民、若年者等</p> <p>③達成のための手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな消費者問題に対応した相談体制の整備 (消費生活相談員の研修参加) ・新たな消費者問題に関する消費者教育の推進 (食品ロス削減、エシカル消費の普及・啓発等) ・若年者への消費者教育の推進 (教員向け指導力向上研修の実施等) ・市町村が行う上記取組に対する支援 		
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 □ 受益者 ■ 一般県民 (時期: R03 年 03 月)</p> <p>②ニーズの変化の状況 ● a 増大した ○ b 変わらない ○ c 減少した</p> <p>③ニーズの把握の方法</p> <p>□ アンケート調査 ■ 各種委員会及び審議会 □ ヒアリング □ インターネット</p> <p>□ その他の手法 (具体的に)</p> <p>④ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>消費者・事業者代表、学識経験者等で構成される秋田県消費生活審議会において、若年者等の被害防止や持続可能な開発目標に関する取組等、消費者教育の一層の推進について意見・要望があった。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 ● 継続 ○ 改善 ○ 見直しまたは休廃止</p> <p>①評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 成年年齢引下げへの対応として、引き続き、若年者への消費者教育の充実・強化を図るとともに、社会経済情勢の変化を的確に捉えた啓発活動を推進していく。また、教育委員会など関係機関と連携しながら、より効果的・効率的な事業の実施に努めていく。</p> <p>②評価に対する対応</p>		

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)
順位	事業内記	左 の 説 明	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	全体(最終)計画	
01	消費者行政強化事業	新たな消費者問題に対応した相談体制の整備、新たな消費者問題に関する消費者教育の推進、若年者への消費者教育の推進	4,971	2,910	3,971	3,971	3,971	3,971		
02	消費者行政強化支援事業	市町村が行う新たな消費者問題に対応した取組への支援	852	492	925	925	925	925		
財源内記			左 の 説 明							
	国庫補助金	地方消費者行政強化交付金	5,824	3,402	4,896	4,896	4,896	4,896		
	県債		3,338	1,947	2,908	2,908	2,908	2,908		
	その他	産業廃棄物対策基金繰入金	447	807	1,256	1,256	1,256	1,256		
	一般財源		2,039	648	732	732	732	732		

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標I	指標名	新たな消費者問題に対応する消費者教育の推進						指標の種類	
	指標式	年間の消費者問題講演会への参加者数						○成果指標 ●業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績b	351	248	0	0	0	0	0	0
東北及び全国の状況									
②データ等の出典 生活センター事業概要等									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 05月 ○ 翌々年度 月									
指標II	指標名							指標の種類	
	指標式							○成果指標 ○業績指標	
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指標	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	最終年度
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	0
東北及び全国の状況									
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									

◎指標を設定することができない場合の効果の把握方法	
①指標を設定することが出来ない理由	
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)	

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	● A ○ B ○ C
	理由 若年者の消費者被害の拡大等を防止するための実践的な消費者教育や、ネット利用の低年齢化の課題に取り組む地域人材の養成、持続可能な開発目標に対応した啓発事業を推進しており、外部環境の変化等に対応している。	
	住民ニーズに照らした妥当性 ● a ○ b ○ c	
	理由 消費者問題は複雑化・多様化しており、消費者の年代や特性に応じた消費者教育・啓発活動の推進に対する消費者ニーズは高まっている。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) ● a ○ b ○ c	
理由 法令・条例上の義務 □ 内部管理事務 ■ 県でなければ実施できないもの □ 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの		
理由 消費者安全法により、消費者被害を防止し、消費者の安全を確保するための施策を実施することは、地方公共団体の責務とされている。また、国が推進する重要な消費者政策について、県としても積極的に取り組む必要がある。		

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 ● 可 ○ 不可 ○ a 達成率100%以上 ● b 達成率80%以上100%未満 ○ c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.1~ ○ b 0.9~1.1 ○ c ~0.9 〔令和2年度の効果〕 / 〔令和01年度の効果〕 = (指標I) 〔令和2年度の決算額〕 / 〔令和01年度の決算額〕 = (指標II) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	○ A ● B ○ C
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 ○ a 客観的で効果が高い ● b 取組んでいる ○ c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 講演会の講師・会場選定の工夫、オンラインによる実施等により、コスト縮減を図っている。	○ A ● B ○ C
	総合評価 ● A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了	令和4年からの成年年齢引下げへの対応として、引き続き、若年者への消費者教育の充実・強化を図るとともに、消費生活のデジタル化の進展や環境への配慮等、社会経済情勢の変化を的確に捉えた啓発活動を推進していく。 また、教育委員会など関係機関と連携しながら、より効果的・効率的な事業の実施に努めていく。

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		○ A 継続 ○ B 改善して継続 ○ C 見直し ○ D 休廃止 ○ E 終了
(2次評価対象外)		
総合評価		● A
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		○ B
政策評価委員会意見		○ C